

中間市特定事業主行動計画実施状況の公表（令和6年度）

中間市では事業主として仕事と子育ての両立のための勤務環境等の整備を進めるため、平成28年には「中間市特定事業主行動計画（前期計画）」を、また令和3年には「中間市特定事業主行動計画（後期計画）」を策定し、取り組んで参りました。このたび、令和6年度の実施状況をまとめましたので、公表します。

実施状況

1. 職員の勤務環境に関するもの

（1）妊娠中及び出産後における配慮

- 産前産後休暇・育児休業中の職員の業務を既存の人員で遂行することが困難な場合は、必要に応じ代替職員（会計年度職員）の確保を行いました。

また、育児短時間勤務の実施に加え、令和4年10月の改正による2回の育児休業及び産後パパ育休の制度も職員に積極的に活用していただいています。

（2）子どもの出産時における父親の休暇取得の促進

○男性職員の出産補助休暇取得状況

	R05年度	R06年度
取得者数	4人	5人
取得延べ日数	13.5日	7.5日
一人あたり平均取得日数	3.4日	1.5日

※ 職員の妻の出産に際し2日の範囲内で付与する休暇

○男性職員の育児参加休暇取得状況

	R05年度	R06年度
取得者数	0人	3人
取得延べ日数	0日	5日
一人あたり平均取得日数	0日	1.7日

※ 職員の妻が出産する場合で子の養育のために必要な職員に対し5日の範囲内で付与する休暇

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

○授乳休暇の取得状況

	R 0 5 年度	R 0 6 年度
取 得 者	0 人	1 人

※生後1年未満の子の授乳を行うため1日2回、1回に1時間以内取得可能な制度

○育児休業取得状況

	R 0 5 年度		R 0 6 年度	
	男	女	男	女
取得可能人員	8 人	7 人	11 人	3 人
取 得 者	2 人	7 人	9 人	3 人
達 成 率	25 %	100 %	81.8 %	100 %

※ 育児休業とは3歳に達するまでの子を養育するための休業制度

【数値目標】 育児休業達成率を男性15%、女性100%にする。

○育児短時間勤務及び部分休業取得状況（新規取得者）

	R 0 5 年度		R 0 6 年度	
	男	女	男	女
育児短時間勤務	0 人	1 人	0 人	0 人
部 分 休 業	0 人	0 人	0 人	5 人

※ 育児短時間勤務とは小学校就学前の子を養育するために短時間勤務をする制度

※ 部分休業とは小学校就学前の子を養育するために、勤務時間の初め又は終りに、1日2時間を超えない範囲で30分を単位として取得できる制度

(4) 時間外勤務の縮減

○時間外勤務状況

	R 0 5 年度	R 0 6 年度
職員年平均時間	93.3 時間	94.5 時間
職員1ヶ月平均時間	7.8 時間	7.9 時間

(注) 再任用短時間勤務職員を含む。

(5) 休暇の取得の促進

○年次休暇平均取得状況

	R 0 5 年度	R 0 6 年度
平均取得日数	12.6 日	12.7 日

※全職員対象

○子育て支援休暇取得状況

	R 0 5 年度	R 0 6 年度
取 得 人 数	60 人	60 人
取得延べ日数	274 日 7 時間	317 日 5 時間
一人あたり平均取得日数	4 日 5 時間	5 日 7 時間

※ 義務教育終了前の子について、看護が必要な職員及び学校等が実施する行事に参加する職員に、中学校就学前の子は 5 日（2 人以上の場合は 10 日）、それ以外の子は 3 日（2 人以上の場合は 6 日）の範囲内で付与される休暇

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

○職員の研修の状況

研 修 内 容 等	R 0 5 年度参加人数	R 0 6 年度参加人数
人権・同和問題啓発研修	34 人	34 人
ハラスメント研修	55 人	34 人

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- 「赤ちゃんの駅」として登録し、本庁舎を含め 4 施設に授乳室があることを周知しています。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- 子どもたちの交通事故や犯罪の未然防止を目的として「こども安全パトロール（青パト）」を引き続き実施しました。
- 令和 5 年度から中間市母子寡婦福祉会と連携して行っている、小中学生を対象としたバス遠足の取組である「中間市母子寡婦福祉会おたのしみ会」を、昨年度に引き続き令和 6 年度も実施いたしました。